

印西市人事行政の運営等の状況
の公表について

(令和6年度)

印 西 市

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況.....	1
2	職員の給与の状況.....	3
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	25
4	職員の分限及び懲戒処分 of 状況	28
5	職員の服務の状況.....	29
6	職員の退職管理の状況	30
7	職員の研修の状況.....	31
8	職員の福利厚生 of 状況	33
9	公平委員会業務 of 状況	34

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和5年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者の状況

(単位：人)

結果 対象	受験者数	合格者数
一般行政職（上級）	3 1 9	2 4
学芸員（上級）	1 8	4
社会福祉主事（上級）	1 8	5
技術職土木（上級）	1 2	2
技術職建築（上級）	7	2
保育士	3 8	9
一般行政職（初級）	2 0	3
保健師	2 5	7
管理栄養士	8	3
合 計	4 6 5	5 9

(2) 令和5年度退職者数の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(単位：人)

事 由 年度	定年 退職	勸奨等 退職	自己 都合 退職	任期満了 による 退職	派遣終了 による 退職	その他 退職	合計
令和5年度	4	5	9	1	6	1	26

※令和5年度の定年退職は旧定年到達者

【参考】令和4年4月1日～令和5年3月31日

令和4年度	16	5	9	3	6	2	41
-------	----	---	---	---	---	---	----

(3) 令和6年4月1日付け昇任・降任の状況

令和6年4月1日付けの昇任は115名でした。各級への昇任の状況は以下のとおりです。
なお、降任については10名でした。

(単位：人)

部 長 (8級)	参 事 (8級)	課 長 (7級)	主 幹 (6級)	係長等 (5級)	主査等 (4級)	主査補等 (3級)	主任主事等 (2級)
3	1	6	17	28	5	22	33

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 令和2年4月1日～令和7年3月31日における定員管理の数値目標

令和2年4月1日 職員数	令和7年3月31日 職員数	純増数	純増率
人 674	人 726	人 52	% 7.72

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
令和2年4月1日	令和8年3月31日	726人

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要 (各年4月1日現在)

区 分	令和2年	令和3年 (1年目)	令和4年 (2年目)	令和5年 (3年目)	令和6年 (4年目)	令和7年 (5年目)	期間計
減 員	—	△34	△42	△45	△35	—	—
増 員	—	41	35	61	65	—	—
差 引	—	7	△7	16	30	—	—
職員数	674	681	674	690	720	—	—

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 「減員」は前年度退職者数（派遣および転出者含む）及び勤務形態を変更した職員数、「増員」は前年4月2日～当年4月1日までの採用者（転入者含む）です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (R6. 1. 1)	歳 出 額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参 考) 前年度の 人件費率
令和5年度	人 111, 274	千円 49, 413, 102	千円 3, 296, 045	千円 6, 434, 881	% 13. 0	% 13. 4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和5年度	人 672	千円 2, 831, 002	千円 752, 746	千円 1, 202, 069	千円 4, 785, 817	千円 7, 122	千円 6, 361

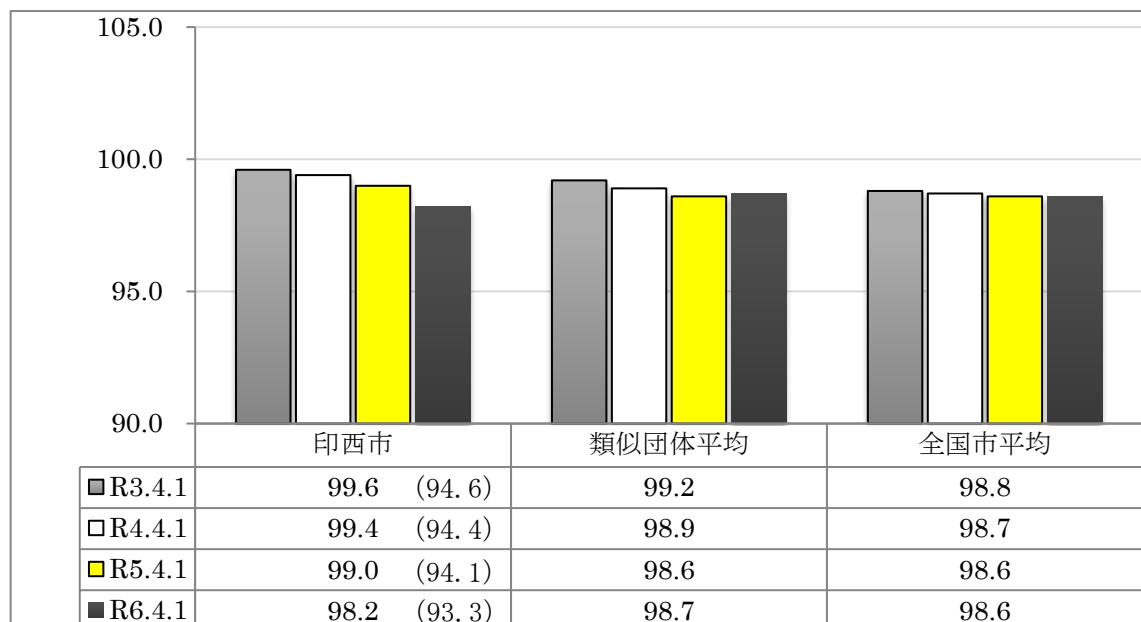
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の一般職に属する職員数です。

また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+市の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）
（一般行政職）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	44.1 歳	329,400円	422,957円	385,866円
千葉県	40.1 歳	306,266円	411,429円	359,430円
国	42.1 歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1 歳	316,955円	406,373円	367,288円

(技能労務職)

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
印西市	55.7 歳	6	279,400 円	336,150円	314,000 円	—	—	—	—
うち用務員	57.0 歳	2	283,900 円	323,550円	316,450 円	—	49.1 歳	244,800円	
その他技能労務職	54.3 歳	4	277,200 円	342,325円	312,750 円	—	—	—	—
千葉県	51.7 歳	287	296,294 円	355,777円	332,509 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1829	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	—	316,762 円	372,923円	354,212 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
印西市	—	—	—
うち用務員	5,369,600 円		
その他技能労務職	5,430,200 円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヵ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(医療技術職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	36.4 歳	261,000 円	332,220 円	295,360円
千葉県	—	—	—	—
国	46.9 歳	318,618 円	—	362,560円
類似団体	—	—	—	—

(看護・保健職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
印西市	36.9 歳	294,900 円	361,284円	334,220円
千葉県	—	—	—	—
国	48.1 歳	325,124 円	—	365,921円
類似団体	41.4 歳	304,954 円	376,178円	341,718円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

② 職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		印西市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	169,000 円	169,000 円	—
	中 学 卒	155,300 円	155,300 円	—
医療技術職 (栄養士)	大 学 卒	204,600 円	—	—
	短 大 卒	189,800 円	189,800 円	—
看護・保健職 (保健師)	大 学 卒	237,600 円	234,800 円	—
	短大3卒	230,800 円	230,800 円	—

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	267,564 円	346,900 円	374,925 円	404,933 円
	高校卒	※ 237,150 円	—	※ 335,933 円	※ 374,482 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
医療技術職 (栄養士)	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—
看護・保健職 (保健師)	大学卒	—	—	—	—
	短大3卒	—	—	—	—

(注) 1 経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 「※」に該当する階層は、該当職員が3人以下であったため近似の階層を含めており、近似の階層を含めても3人以下の場合は「—」としています。

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況

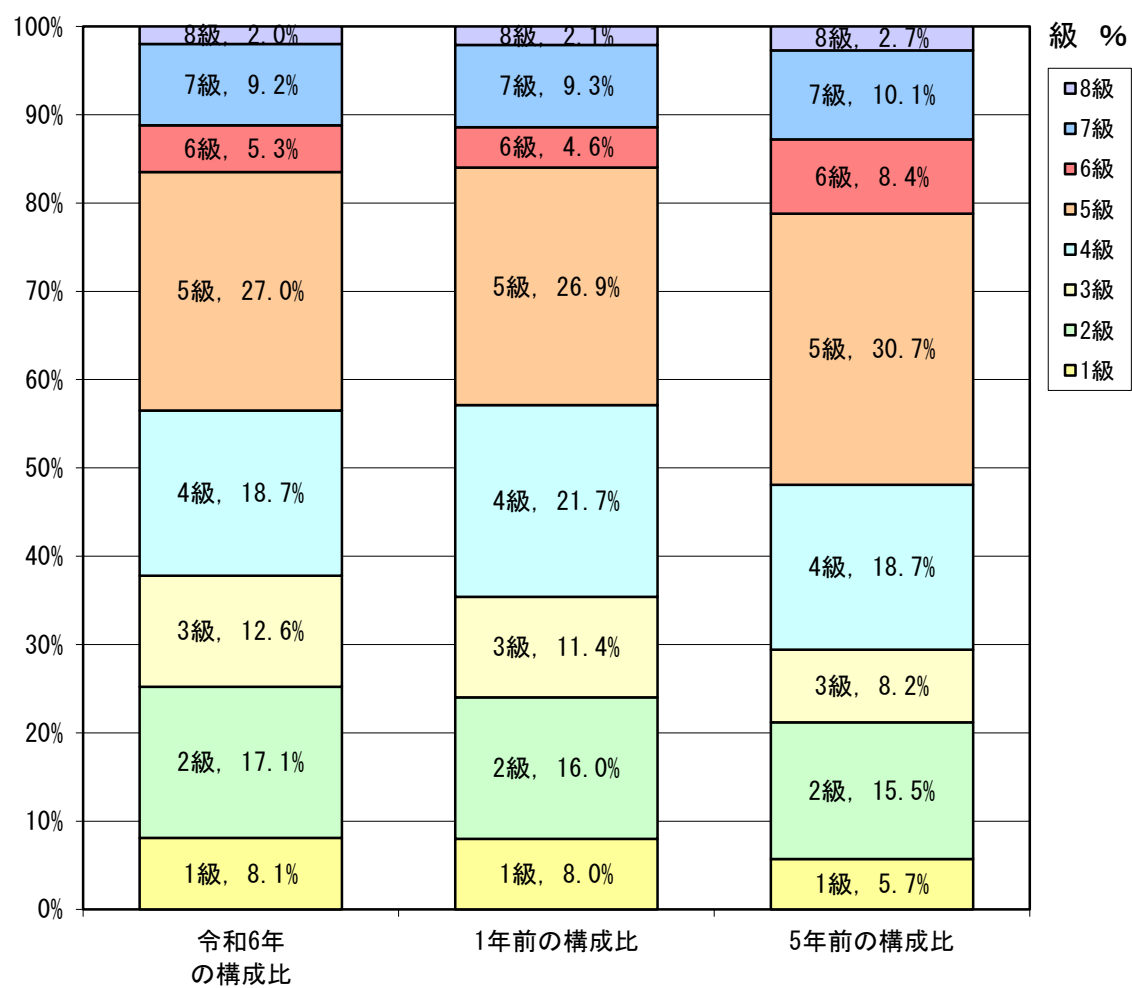
① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

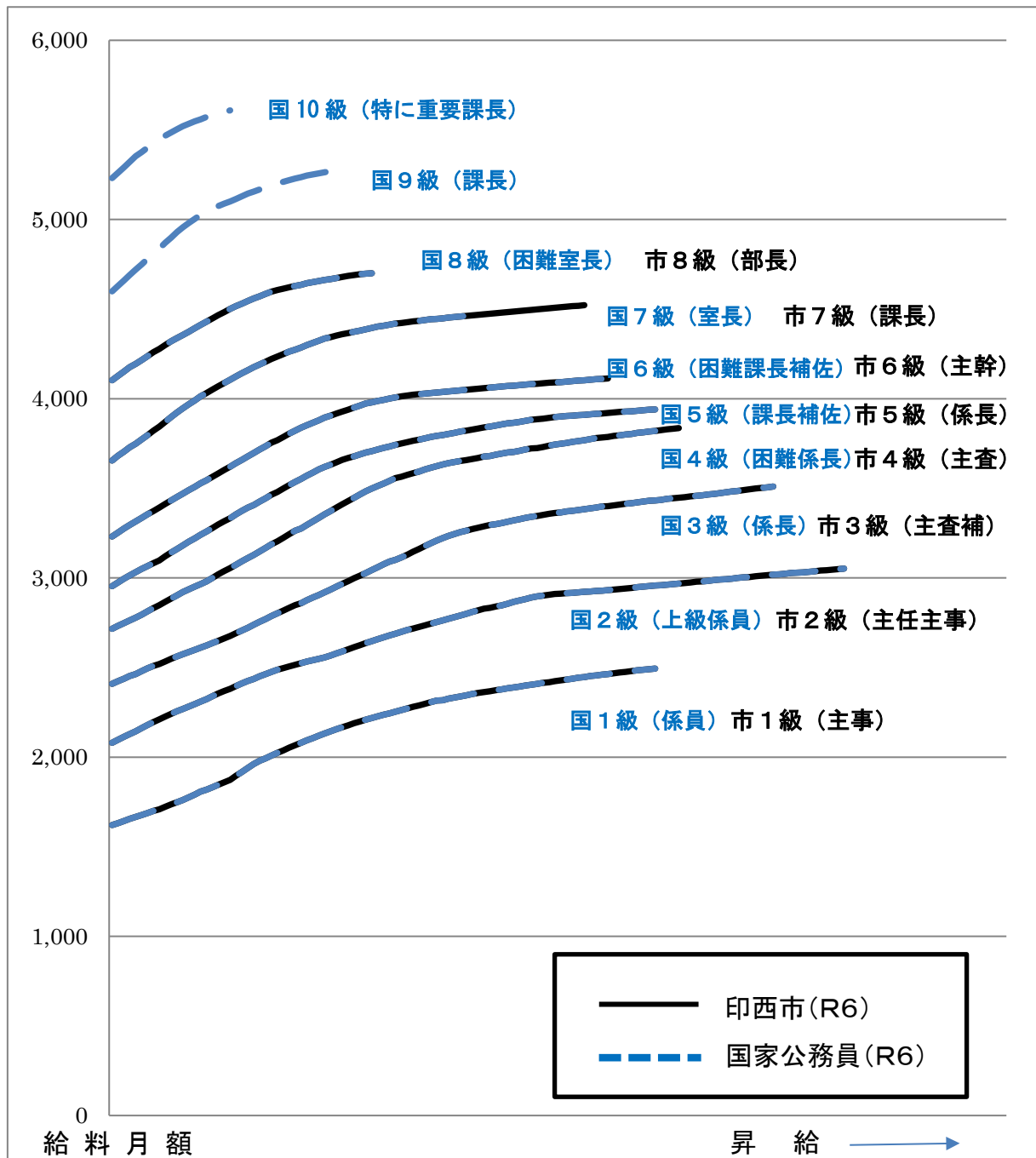
(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (福祉職等を除く)	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事、技師	40人	8.1%	162,100円	249,400円
2級	主任主事、主任技師	84人	17.1%	208,000円	305,200円
3級	主査補	62人	12.6%	240,900円	351,000円
4級	主査	92人	18.7%	271,600円	383,600円
5級	係長、副主任	133人	27.0%	295,400円	394,000円
6級	課長補佐、主幹	26人	5.3%	323,100円	411,300円
7級	課長、副参事	45人	9.2%	365,500円	452,200円
8級	部長、参事	10人	2.0%	410,300円	470,000円

(注) 1 印西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。





③ 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

印西市（令和5年度）	千葉県（令和5年度）	国（令和5年度）
1人当たり平均支給額 1,679千円	1人当たり平均支給額 1,691千円	—
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

② 退職手当

(令和5年4月1日現在)

印 西 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%～45%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
退職時 特別昇給	—		退職時 特別昇給	—	
1人当たり 平均支給額	11,164千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

③ 地域手当(普通会計)

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			300,239千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			367,940円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10.2%	861人	16%
地域手当補正後ラスパイレス指数(令和5年度)			94.1
(令和5年度ラスパイレス指数)			(99.0)

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和6年4月1日現在の数値です。

(短時間勤務職員を含む。)

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。(特別職除く)

3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

④ 特殊勤務手当（普通会計）

（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		24千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		2,033円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		1.5%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	保健職	感染症処理事務に従事した時	日額300円
税務手当	税務職	滞納整理事務に従事した時	日額300円 （ただし、月額3,000円以内）
ごみ処理手当	一般行政職	廃棄物処理及び不法投棄物処理作業等に従事した時	日額400円
行旅病人及び行旅等死亡人取扱手当	福祉職	行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事した時	取扱い1件につき 病人のとき 2,000円 死亡人のとき 3,000円

（注） 短時間勤務職員を含む。

⑤ 時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（令和5年度決算）	217,496千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	293千円
支給実績（令和4年度決算）	216,058千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	299千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 (16歳から22歳までの子1人 5,000円加算) ・配偶者、父母等6,500円	同じ	—	60,616千円	242,464円
住居手当	・借家の場合 (家賃16,000円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給	同じ	—	37,194千円	290,580円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など55,000円を 上限額として支給(6ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給	同じ	—	56,831千円	75,977円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8級部長相当職 87,300円 8級参事相当職 73,500円 7級課長相当職 60,100円 7級課長相当職以外 44,300円 6級課長補佐相当職 35,800円	異なる	・俸給の特別調整 額として支給 (月額) ・区分及びその額	51,394千円	667,449円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に服した場合 に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	—	1,082千円	6,723円

(注) 短時間勤務職員を含む。

(7) 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料		(参考) 類似団体における最高/最低額 R6類似団体区分		
	市 長	850,000円	1,030,000円	/686,000円
	副 市 長	710,000円	880,000円	/680,000円
報 酬	教 育 長	683,000円	—	/—
	議 長	500,000円	760,000円	/450,000円
	副 議 長	440,000円	670,000円	/400,000円
地 域 手 当	議 員	420,000円	620,000円	/377,000円
	市 長	5%		
	副 市 長	5%		
期 末	教 育 長	5%		
	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	6月期 2.2月分		
手 当	教 育 長	<u>12月期 2.2月分</u>		
	市 長	計 4.4月分		
	副 市 長	(令和5年度支給割合)		
退 職 手 当	教 育 長	6月期 2.2月分		
	副 議 長	<u>12月期 2.2月分</u>		
	議 員	計 4.4月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	850,000円×在職月数×0.35 (支給率)	14,280,000円	任期毎
	教 育 長	710,000円×在職月数×0.25 (支給率)	8,520,000円	任期毎
退 職 手 当	副 市 長	683,000円×在職月数×0.2 (支給率)	4,917,600円	任期毎
	教 育 長			
	市 長			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長・副市長4年＝48月、教育長3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(8) 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年度 総費用に占める職員 給与費比率
令和5年度	千円 555,994	千円 38,068	千円 50,622	% 9.1	% 8.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,947 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)	印西市(普通会計) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和5年度	人 7	千円 28,602	千円 7,761	千円 12,051	千円 48,414	千円 6,916	千円 7,122

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の職員数です。

(常勤の任期付職員及び再任用職員を含む)

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
印西市	47.7 歳	392,953 円	589,486 円
団体(市町村)平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市(令和5年度)	団体(市町村)平均(令和5年度)
1人当たり平均支給額 1,756千円	1人当たり平均支給額 1,506千円
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	—

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—
---	---

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和6年4月1日現在)

印西市		団体(市町村)平均	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	—	
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分 47.709月分		
最高限度額	47.709月分 47.709月分		
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%～45%加算)	その他の 加算措置	—
退職時 特別昇給	—	退職時 特別昇給	—
1人当たり 平均支給額	11,164千円	11,058千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			3,131千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			447,233円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10.2%	7人	10.2%

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和6年4月1日現在の数値です。

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

エ 特殊勤務手当 支給対象なし(令和6年4月1日現在)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,345千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	269千円
支給実績(令和4年度決算)	744千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	124千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 (16歳から22歳までの子1人 5,000円加算) ・配偶者、父母等 6,500円	同じ	—	940千円	235,000円
住居手当	・借家の場合 (家賃16,000円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給	同じ	—	682千円	227,333円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など55,000円を 上限額として支給(6ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給	同じ	—	513千円	73,343円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8級部長相当職 87,300円 8級参事相当職 73,500円 7級課長相当職 60,100円 7級課長相当職以外 44,300円 6級課長補佐相当職 35,800円	同じ	—	1,151千円	575,400円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に服した場合 に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	—	13千円	6,600円

(注) 短時間勤務職員を含む。

【下水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年度 総費用に占める職員 給与費比率
令和5年度	千円 2,762,252	千円 168,792	千円 76,697	% 2.8	% 2.7

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり	印西市(普通会計) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)	
令和5年度	人 12	千円 48,608	千円 13,738	千円 21,513	千円 83,859	千円 6,988	千円 7,122

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の職員数です。

(常勤の任期付職員及び再任用職員を含む)

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
印西市	45.4 歳	386,455 円	597,127 円
団体(市町村)平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

印西市(令和5年度)	団体(市町村)平均(令和5年度)
1人当たり平均支給額 1,909千円	1人当たり平均支給額 1,489千円
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	—

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—
---	---

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

(令和6年4月1日現在)

印 西 市		団体（市町村）平均	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	—	
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分 47.709月分		
最高限度額	47.709月分 47.709月分		
その他の 加算措置	定年前早期退職等特例措置 (2%～45%加算)	その他の 加算措置	—
退職時 特別昇給	—	退職時 特別昇給	—
1人当たり 平均支給額	11,164千円	4,406千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員(会計は問わない)に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			5,586千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			465,488円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10.2%	12人	10.2%

(注) 1 支給率及び支給対象職員数は令和6年4月1日現在の数値です。

2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

エ 特殊勤務手当 支給対象なし(令和6年4月1日現在)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,452千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	345千円
支給実績(令和4年度決算)	2,644千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	264千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 (16歳から22歳までの子1人 5,000円加算) ・配偶者、父母等 6,500円	同じ	—	1,632千円	326,400円
住居手当	・借家の場合 (家賃16,000円超に限る) 家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給	同じ	—	654千円	327,000円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期券代など55,000円を 上限額として支給(6ヶ月定期券 代のまとめ払い制を導入) ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給	同じ	—	950千円	79,200円
管理職 手当	・課長補佐相当職以上の 職に応じて支給 8級部長相当職 87,300円 8級参事相当職 73,500円 7級課長相当職 60,100円 7級課長相当職以外 44,300円 6級課長補佐相当職 35,800円	同じ	—	1,769千円	884,400円
宿日直 手当	・職員が宿日直の勤務に服した 場合に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	—	35千円	8,800円

(注) 短時間勤務職員を含む。

(9) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

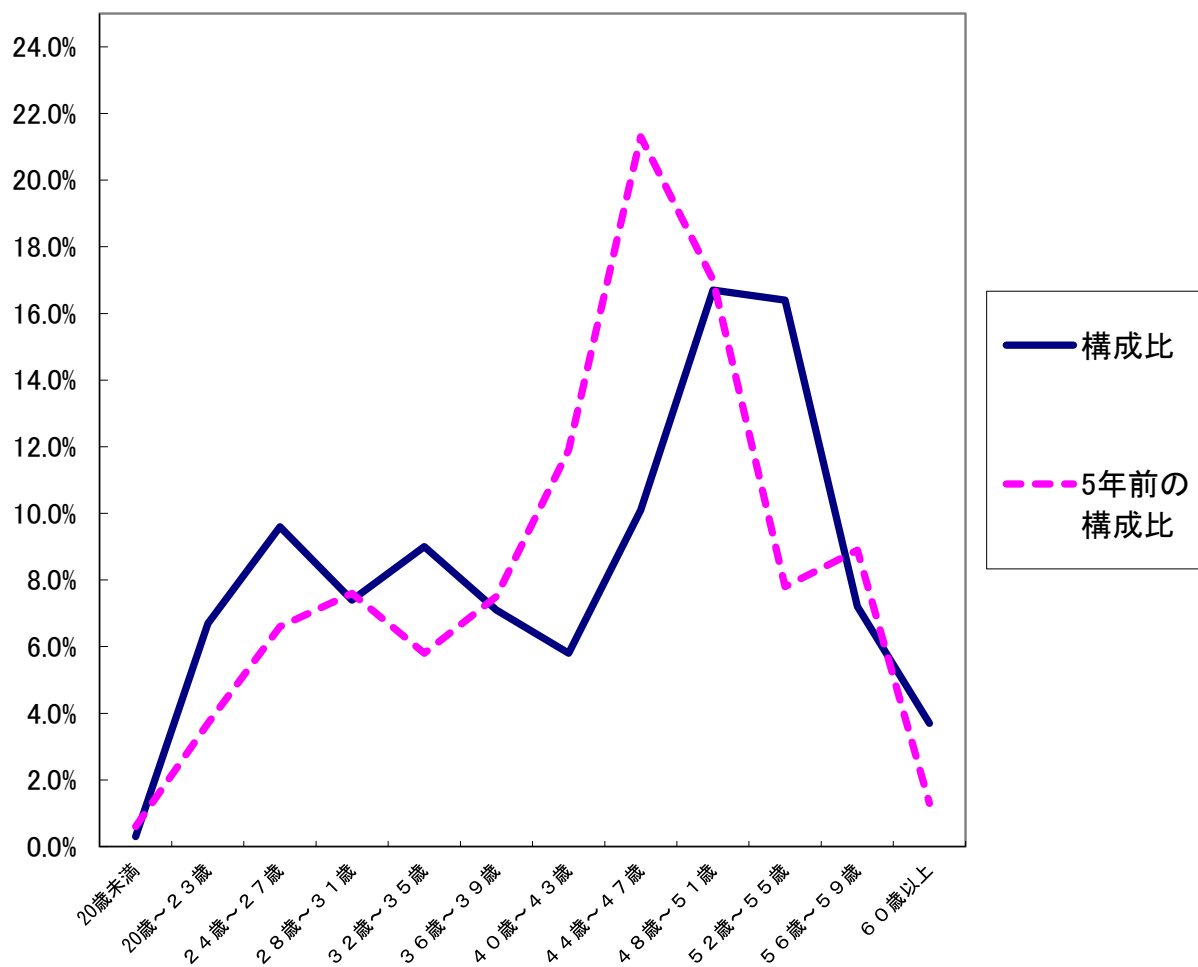
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	備 考
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総 務	1 6 0	1 6 5	5	
		税 務	3 8	3 9	1	
		農 林 水 産	1 7	1 7	0	
		商 工	1 0	1 0	0	
		土 木	6 1	6 2	1	
民 生		1 6 7	1 8 4	1 7		
衛 生		6 3	6 2	△ 1		
	計	5 2 2	5 4 5	2 3	<参考> 人口1万当たり職員数 49.05 人 (類似団体の人口1万当たり職員59.64人)	
	教 育 部 門		1 2 5	1 3 1	6	
	小 計	6 4 7	6 7 6	2 9	<参考> 人口1万当たり職員数 60.84 人 (類似団体の人口1万当たり職員77.96人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		8	8	0	
	下 水 道		1 0	1 0	0	
	そ の 他		2 5	2 6	1	
	小 計		4 3	4 4	1	
合 計			6 9 0 〔778〕	7 2 0 〔778〕	3 0	<参考> 人口1万当たり職員数 64.8人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 〔 〕内は、条例定数の合計です。

(10) 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	48	69	53	65	51	42	73	120	118	52	27	720

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(11) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政職	507	509	514	508	522	545	38(7.5%)
教育	118	121	122	120	125	131	13(11.0%)
普通会計計	625	630	636	628	647	676	51(8.2%)
公営企業等 会計計	42	44	45	46	43	44	2(4.8%)
総合計	667	674	681	674	690	720	53(7.9%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間状況

1 週間の 正規の 勤務時間	1 日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況	
		開始時刻	終了時刻	休憩	休息
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 : 00 ～ 13 : 00	—

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

制度概要	平均取得日数
1 年につき 20 日付与 残日数（20 日上限）を翌年に繰越し可	15.6 日

(注) 1 調査対象期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日です。

2 年次有給休暇は、4 月 1 日に在職する職員に対して、1 年につき 20 日が与えられます。

(3) その他休暇等の種類

① 療養休暇

傷病のため療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、次の限度で療養休暇が与えられる。

ア 公務による負傷等 療養に要する期間

イ 人工透析療法、抗がん剤治療、放射線治療その他の定期的に通院加療を要することが医学的に明らかに必要と認められる負傷等 療養に要する期間

ウ その他の負傷等 医師の証明に基づき同一の負傷等で 90 日以内

② 介護休暇

職員の配偶者等が重度の疾病、負傷又は高齢のため、職員自らが介護を行う必要がある場合に任命権者の許可を得て休むことで、2 週間以上の期間で、通算して 6 月の期間内（3 回以下）を限度に与えられる。なお、その勤務しない時間については、給与は減額される。

③ 特別休暇

休 暇 の 種 類	日 数
1. 選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間
2. 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
3. ドナー休暇	その都度必要と認める期間
4. ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1 の年度において 5 日の範囲内の期間
5. 職員の結婚	5 日
6. 妊娠中の職員が受ける保健指導又は健康診査	妊娠 満 2 3 週まで 4 週間に 1 回 妊娠 満 2 4 週から満 3 5 週まで 2 週間に 1 回 妊娠 満 3 6 週から出産まで 1 週間に 1 回 出産後 1 年以内 1 回 1 回につき、保健指導又は健康診査に必要な時間
7. 妊娠中の職員の通勤時における母体又は胎児の健康保持	1 日を通じて 1 時間を越えない範囲内で必要とされる時間
8. 妊娠中の職員の休息又は補食	その都度必要とされる時間
9. 女性職員の出産	出産の予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合 1 4 週間）に当たる日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間
10. 職員の生後満 1 年に達しない子の育児	1 日 2 回とし、1 日を通じて 6 0 分
11. 不妊治療に係る通院等	1 の年度において 5 日（当該通院等が対外受精その他市長が定めるものである場合 1 0 日）の範囲内の期間
12. 配偶者の出産	出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 3 日の範囲内の期間
13. 育児参加	配偶者の出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合 1 4 週間）に当たる日から出産の日後 1 年間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため 5 日の範囲内の期間
14. 子の看護休暇	小学校就学前の子の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1 の年度において 5 日（対象の子が 2 人以上の場合は 1 0 日）の範囲内の期間

休 暇 の 種 類	日 数
15. 短期介護休暇	配偶者等の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1 の年度において 5 日の範囲内の期間（要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日）
16. 忌引	職員と死亡した人との関係に応じた日数の範囲内で 必要と認める期間
17. 職員が父母、配偶者及び子の追 悼のため行う特別な行事	慣習上最小限度必要と認める期間
18. 夏季休暇	6 月から 10 月までの期間における 7 日
19. リフレッシュ休暇	勤続期間 20 年に達した者 連続する 3 日 勤続期間 30 年に達した者 連続する 5 日
20. 感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律に基づ く交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
21. 地震、水害、火災その他の災害 又は交通機関の事故等による交通 しや断	その都度必要と認める期間
22. 地震、水害、火災その他の災害 時の職員の通勤途上における身体 の危険の回避	その都度必要と認める期間
23. 地震、水害、火災その他の災害 時の職員の現住居の滅失又は破壊	7 日の範囲内でその都度必要と認める期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、分限処分に付された者、懲戒処分に付された者は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1 1	—	1 1
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—
合 計	—	—	1 1	—	1 1

(2) 懲戒処分者数

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

懲戒処分者内訳

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
交通事故	—	—	—	—	—
道路交通法違反	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

5 職員の服務の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数

育児休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために休業しようとする期間（3歳の誕生日の前日までが最大限）を明らかにし、承認を得て休業することをいいます。

また、部分休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために1日の勤務時間の1部について勤務しないことをいい、1日を通じて2時間を越えない範囲で取得できるものです。なお、両休業とも勤務しない期間・時間については、給与は支給されません。

(令和5年度取得者数・人)

区分 職員	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	15	1
女性職員	5	5
計	20	6

(2) 職務専念義務免除の承認数

職員は、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務のみ従事しなければならない」とされていますが、特例条例により職務に専念する義務の免除を承認された者は以下のとおりです。

(令和5年度承認者数・人)	
事由	
総合的な健康診査（人間ドック）	283
研究集会への参加	0
学校その他の団体から依頼されての講義	0
市行政の運営上特に必要と認められる団体への参加	7
レクリエーションへの参加（運動大会）	2
学校教育法に規定する大学の通信教育の授業への参加	0
その他市長が認めるもの（消防団の出動等）	12
合 計	304

6 職員の退職管理の状況

市の職員であった者が退職後に営利企業等に再就職した場合、一定の期間、在職していた執行機関の組織等の職員に対して契約等の事務について依頼等を行うことが禁止されています。

「印西市職員の退職管理に関する条例」に基づき令和6年3月31日以降に退職した職員より届出のあった再就職の状況及び再就職者からの依頼等の状況については以下のとおりです。

(1) 職員の再就職の状況

再就職の報告はありませんでした。

(2) 再就職者からの依頼等の状況

再就職者からの依頼等はありませんでした。

7 職員の研修の状況

(1) 職員研修

派遣研修	印旛郡市広域市町村圏事務組合 日数 15 日 参加人数 151 人	新規採用職員研修（3 日間）	4 2	地方公務員としての立場認識および執務上必要とされる基礎的知識の習得を図る。
		地方自治制度研修（2 日間）	4 0	地方自治制度の知識の習得を図る。
		接遇能力向上研修（2 日間）	4 1	行政サービスの向上を考え、クレームへの対応能力の向上を図る。
		その他（8 日）	2 8	
	千葉県自治研修センター 日数 31 日 参加人数 69 人	課長研修（2 日間）	1 0	課長として必要な全体的な視野と高度な見識を身につけ、時代の動きに即応する鋭敏な感覚と管理能力の向上を図る。
		その他（29 日）	5 9	
	市町村アカデミー 日数 12 日 参加人数 5 人	選挙事務（7 日間）	1	選挙制度をめぐる諸問題、選挙執行の実務等、選挙事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図る。
		自治体の働き方改革（1 日間）	1	自治体における働き方改革について、講義や事例紹介、グループワークを通じ、理解を深める。
		その他（4 日間）	3	
	自治大学校 日数 76 日 参加人数 2 人	第2部202期生（76 日間）	1	幹部要員として、その視野と見識を高め執務執行者としての実践力を養成する。
		法制集中研修第2期（※上記76 日間のうち20 日間）	1	幹部要員として、法制執務に関する知識を養成する。
	日本経営協会 日数 16 日 参加人数 16 人	個人住民税の課税実務入門（1 日間）	2	個人住民税に関する基本的事項を学ぶ。
		指定管理者制度・財産管理の理論と実践セミナー（1 日間）	1	公の施設や行政財産の管理を中心とした自治体法務の基礎知識や制度の仕組み、実務上の課題等を学ぶ。
		その他（14 日間）	1 3	

特別研修	市主催等 日数 14 日 参加人数 435 人	新採研修（5 日間）	4 2	新規採用職員を対象とした、基礎実務を習得するもの。
		救急救命講習（1 日間）	9 2	応急手当の基礎を実技中心に学ぶ。
		その他（8 日間）	3 0 1	
職場研修	O J T 日数 42 日 参加人数 1,008 人	避難所運営向上訓練（1 日間）	1 7 1	災害発生時における迅速な対応かつ円滑な避難所運営を行うための、初動対応職員等のさらなる防災意識及び防災能力の向上を図る。
		ジェンダー平等職員研修（1 日間）	3 0	ジェンダーギャップについて具体的な体験等を通じて無意識または意図的に行われるハラスメント等に気づき、職場環境について見直す。
		生成 AI 活用研修（2 日間）	3 8	生成 AI について理解を深め、実際に利用してみることで業務への活用について検討する。
		その他（3 8 日間）	7 6 9	
その他	日数 11 日 参加人数 18 人	その他（1 8 日間）	1 8	
令和 5 年度職員研修 合計			1, 7 0 4	

8 職員の福利厚生状況

福利厚生制度は、地方公務員法第42条で、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と義務づけられています。令和5年度の福利厚生の実績は以下のとおりです。

(1) 保険事業

① 職員定期健康診断…受診者625人	<u>5,705,370円</u>
② 破傷風予防接種…受診者延べ76人	<u>212,800円</u>
③ MR 予防接種…受診者5人	<u>45,500円</u>
④ B型肝炎予防接種…延べ19人	<u>104,500円</u>
⑤ 職員ストレスチェック…受診者1061人	<u>227,700円</u>

(2) 元気回復事業

① 総合福利厚生システム事業委託	<u>2,992,000円</u>
------------------	-------------------

(3) 千葉縣市町村職員互助会

① 千葉縣市町村職員互助会	<u>958,284円</u>
---------------	-----------------

(4) その他厚生事業

① 全国市長会団体定期保険	<u>2,788,720円</u>
---------------	-------------------

9 公平委員会業務の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。
令和5年度の千葉縣市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

1. 勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
2. 不利益処分についての不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。